



平成 17 年 4 月 28 日

各 位

ラ オ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 谷 口 好 市
(コード番号 8202 東証第 2 部)
問 合 せ 先 広 報 室 部 長 山 下 巖
(電 話 03-5297-3841)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

平成 17 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社並びに子会社の取締役及び従業員のインセンティブを高めることを目的として、新株予約権を無償で発行いたします。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社並びに子会社の取締役及び従業員
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 1,000,000 株を上限とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
 - (3) 発行する新株予約権の総数
1,000 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1,000 株とする。）
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権 1 個当たりの払込み金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に前記(3)で定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。
1 株当たりの払込金額とは、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日

を除く)の株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、当該新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により1株当たりの払い込み金額を調整し、調整による生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成27年5月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の付与を受けた者(以下、新株予約権者という。)は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職その他正当な理由のある場合は、当該退任または退職の日から2年間(当該期間に行使期間が終了する場合は、平成27年5月31日までとする。)は行使できるものとする。

この他の条件は、第29期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

次の場合には、会社は行使期間終了前に未行使の新株予約権を強制的に無償で消却することができる。

新株予約権が権利を行使する前に、(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合。

当社が吸収合併により消滅会社となった時。

当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された時。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定の方針

当社が完全子会社となる場合には、未行使の新株予約権を当社の親会社に承継させることができる。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会において

「ストックオプションを目的として新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上